

判例から学ぶ医療と法 — 第75回

「病理解剖等を提案すべき義務」

東京高裁平成10年2月25日判決

弁護士法人杜協同法律事務所

弁護士 田村 幸一

◆事案の概要

患者A(当時67歳)は、平成5年9月5日に、下腹部および腰部の不快感と下痢、嘔吐の症状が続いていると訴えてY病院の救急外来を訪ね、Y病院の医師から急性腸炎と診断されて入院し、点滴による栄養補給や抗生物質の投与による鎮痛治療を受けていたが、同月9日、急に意識不明となって心臓、呼吸が停止し、死亡するに至った。Aの妻および子であるXらは、Aの死因が腹部大動脈瘤破裂による失血を原因とする心不全であったとした上で、Y病院の医師がAの激痛の訴えに対して痛み止めの注射をただけで、診療上の適切な注意義務を果たさなかったと主張するとともに、死因説明義務や死因説明義務違反があったなどと主張して、損害賠償請求をした。これに対しY病院は、Aの死因が急性心筋梗塞であること、仮にAの死因が腹部大動脈瘤破裂による心不全であったとしても、Aの受診期間中に腹部大動脈瘤を発見することは不可能であったことなどを主張し、また、一般臨床医師が遺族に対して死因説明、説明義務を負うことはないとして主張した。本判決の原審である東京地裁平成9年2月25日判決は、裁判所の選任した鑑定人の鑑定結果に依拠して、Aの死因は腹部大動脈瘤破裂による心不全とも、急性心筋梗塞とも断定しがたいとし、仮に死因が腹部大動脈瘤破裂による心不全であったとしても、Aの入院から死亡までの間に腹部大動脈瘤を発見することは容易

でなく、Y病院の医師の医療措置に診療上の注意義務があったとはいえないとした。一方で死体解剖保存法の定めや、病院の機能、役割、死者を悼む遺族の感情等を考慮すると、入院中の患者の死因が不明で、病院側が特定した死因と抵触する症状や検査結果もあるなどの事情があり、かつ遺族が死因の解明を望んでいるときは、病院としては、病理解剖の提案またはその他の死因解明に必要な措置についての提案をして、それらの措置の実施を求めるかどうかを検討する機会を与える信義則上の義務があるとし、Y病院はその義務を怠った過失があるとして、Xらの精神的苦痛の慰謝料計400万円を認めた。

◆判決の要旨

控訴審の本判決は、Aの死因やY病院医師の診療義務違反の点については原審の認定、判断を是認したが、死因解明、説明義務違反の点については、これを否定し、原審判決を一部取り消して、Xらの請求を全部棄却した。

もつとも、本判決は、死因解明、説明義務についてこれを全面的に否定するものではなく、死体解剖保存法の規定から医療機関と遺族との間の私法上の死因解明、説明義務を導くことはできない、患者と医療機関との間の診療契約の内容として死亡した患者の遺族に対して死因解明、説明義務を負っていると解することには無理がある、患者に対するいわゆる説明義務から死因解明、説明義務

まで肯定することは困難である、などとしながらも、①専門技術的な性質を有する医療行為を提供する医療機関に寄せる患者およびその近親者の期待や信頼、患者に施行した医療行為の内容や患者が死に至った経過については患者死亡の時点において医療機関のみがこれをよく知る立場にあること、②病理解剖が患者の死因説明のために最も直接的かつ有効な手段であると承認されていることなどからすると、具体的な事情いかによっては、社会通念に照らして、医療機関が遺族に対し病理解剖の提案をし、その実施を求めるかどうかを検討する機会を与え、その求めがあったときには病理解剖を適宜の方法により実施し、その結果に基づいて患者の死因を説明すべき信義則上の義務を負うことがあり得るとした。その上で、本件では、Y病院医師が、相応の客観的な根拠に基づいてAの死因を急性心筋梗塞と判断し、その判断に基づいて遺族に説明をしている以上、遺族がその説明に納得していなかったとしても、社会通念に照らして、Y病院が上記の信義則上の義務を負っていたとはいえないとした。

◆この判決をどう理解するのか

本件では、Aの死因が最も大きな争点であったが、本稿では、一審と二審で判断が分かれた死因説明、説明義務の点に焦点を当てるものである。

患者死亡後の遺族に対する死因説明義務については、本連載44回で取り上げられており、これを肯定するのが一般的であるが、本件では、Y病院は相応の根拠を持って自らの判断する死因を説明しているので説明義務を怠ったとはいいがたい。しかしながら、遺族が死因に関するその説明に納得せず、客観的にも病院側の説明する死因を疑うべき事情があり、遺族が死因の解明を望んでいたことなどからすると、一審判決のように病理解剖等を提案すべきであったとの判断も十分にあり得るところであり、学説には、診療の延長線上に信義則上の死因究明義務があり、この義務を十全に満

たすためには病理解剖を提案すべきであるとする見解や、遺族から死因に疑問を呈された場合には、医療機関は積極的に遺族に解剖を勧めるべきであるとの見解もある。本判決は、本件における具体的事情の下における死因説明、説明義務を否定したものの、一般論としてはそれが肯定される場合もあり得ることを示したことに大きな意味があるといえよう。

なお、一審と二審で判断が分かれた本件については上告審である最高裁の判断が注目されたが、最高裁は、Aは腹部大動脈瘤の破裂等により失血し、心不全で死亡したと推測するのが最も自然で合理的であり、これが死因であると認めるに足りないとした認定には経験則違反、審理不尽の違法があり、また、Y病院が腹部大動脈瘤を早期に発見できず、緊急手術等の適切な措置を行わなかった点に不法行為または債務不履行を構成する余地があるとして、二審判決を破棄し、差し戻したため、死因説明、説明義務についての判断は示されなかった。この最高裁判決は、診療経過等を詳細に検討し、鑑定意見に疑問を呈して、一審、二審と異なる死因の判断を示しており、その点でも興味深いものであるが、あくまで具体的な事例判断で、特に一般論は判示しておらず、あまりに詳細になるので紹介は割愛したい(判例集や判例雑誌にも未登載のようである)。

◆この判例からどう学ぶか

- ①医療機関としては、本判決やその一審判決に示されているような一定の場合には、死因を明らかにするために遺族に対して病理解剖等を提案すべき義務があることを念頭に置く必要がある。
- ②茶毘に付された後は死因の解明が困難になるので、死因について問題になりそうときは、特に遺族から求められなくとも、解剖を行うか否かの意向を確認し、それをカルテに残しておくのが紛争防止上有用である。